

6 森推第 703 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定します。

令和 6 年 10 月 29 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 中房狩猟鳥獣捕獲禁止区域（二ホンジカ・イノシシを除く）

(1) 区域

安曇野市穂高有明所在の中房国有林 201 林班から 203 林班までの各林班、同 213 林班から 217 林班までの各林班の区域一円。（面積約 1,992 ha）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日まで

2 鳥川狩猟鳥獣捕獲禁止区域（二ホンジカ・イノシシを除く）

(1) 区域

安曇野市堀金鳥川須砂渡地籍の鳥川須砂渡ダム右岸と林道鳥川線との交点を起点とし、同点から同林道を南西進し、安曇野市堀金鳥川内山地籍の民有林 1 3 林班と 1 4 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南進し、国有林中信森林管理署管内鳥川国有林第 204 号標柱に通じる尾根との交点に至り、同点から同尾根を南西進し、同標柱に至り、同点から国有林と民有林との境界を北西進し、本沢との交点に至り、同点から国有林と民有林の境界を北西進し、旧南安曇郡堀金村と旧南安曇郡穂高町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、緑資源機構所有地と県営鳥川溪谷緑地公園の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、同公園と一ノ沢財産組合所有地の境界との交点に至り、同点から同境界を北進し、林道一ノ沢線との交点に至り、同点から同林道を東進し、県営鳥川溪谷緑地公園と京信産業株式会社所有地との交点に至り、同点から同境界を南進し、鳥川との交点に至り、同点から同川を東進し、須砂渡ダム左岸との交点に至り、同点から同ダムを南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 1,004 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日まで

3 諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域（二ホンジカ・イノシシを除く）

(1) 区域

諏訪市大和地籍の諏訪市道 2-2 号線と諏訪市道 11234 号線との接点を

起点とし、同点から同市道を東進し、主要地方道諏訪白樺湖小諸線との接点に至り、同点から同地方道を南進し、諏訪市道 1-11 号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、諏訪市道 2-2 号線との接点に至り、同点から同市道を北東進して北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 1 4 5 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日まで

森林づくり推進課 鳥獣対策係